

## (参考) よくあるお問合せ (FAQ)

### ○対象事業者について

	問い合わせ	回答
1	盛岡市内の店舗を営んでいるが、申告上の所在地が市外である場合には、対象となるか。	本事業においては、市内に本社（個人事業主・フリーランスの場合には、申告上の所在地）を有することが条件となるため、対象外です。
2	NPO 法人、医療法人、社会福祉法人等で資本金も出資金も存在しない場合には、中小企業要件をどのように判断するか。	資本金等が存在しない場合にあっては、常時使用する従業員の数で判断します。
3	フリーランス（請負業など）で申告上、雑所得、給与所得で申告を行っている場合には、対象となるか。	雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であり、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われる収入である場合には、対象となります。 ※ただし、その全部又は一部について、事務局に証拠書類等を提出することにより、事業活動によるものであることを証明する必要があります。
4	元請会社と業務委託契約を締結し、個人事業の運送業を営んでいるが、事業を行うための燃料費及び公共料金については、元請会社名義で支払いを行っており、契約金額から当該燃料費及び公共料金を差し引いた金額を契約料として、元請会社から支払われている場合には、対象となるか。	事業を行うための燃料費及び公共料金については、個人事業主が本人名義で支払いを行っており、申告上、当該燃料費及び公共料金を自らの事業に供した経費として計上している場合に限り、対象となります。
5	事務所として、複数人でワンフロアを借りており、それぞれが、そこで個別に事業を営んでいるような場合には、給付金を申請することは可能か。	それぞれの事業者が、個別に申告を行っており、事業に供する経費として、燃料費及び公共料金を計上している場合には、それぞれの負担分に応じて、申請することができます。
6	法人として飲食店を営んでいる代表者又は役員が、個人事業主として不動産収入を得ている場合、それぞれで申請することは可能か。	それぞれが個別に申告を行っており、要件を満たす場合には、どちらも対象となります。 ただし、個人事業主が法人に対して、店舗を貸しており（大家店子関係）、当該個人事業主の収入が当該法人からの賃料の支払のみであり、かつ、当該個人事業主と当該法人の代表者又は役員が同一人物である場合には、当該個人事業主の収入は、役員報酬の一部であ

		ると考えられ、事業を行っているものと認められないため、対象外となります。
7	ひとつの店舗を二人で共同経営していて、申告は売上・仕入・経費全てを1：1の割合で按分し、それぞれが申告を行っている場合には、対象となるか。	共同経営の形をとっていても、屋号としては1つである場合には、どちらか1人が申請者となります。

○経費増加要件・増加額の確認について

	問い合わせ	回答
1	令和3年6月2日以降に創業したが、申請することは可能か。	6月分の燃料費及び公共料金について、令和3年及び令和4年での比較が同期間となる場合には、当該期間分の燃料費等について、算定対象として、申請が可能です。
2	令和4年1月から6月までの期間の燃料費及び公共料金の合計額を、前年の同期間と比較すると、その増加額が2万5千円未満となるが、対象外となるか。	本事業においては、令和4年1月から6月までの任意の月の燃料費及び公共料金の中から、対象となる経費を申請者が選択することができるため、前年の同月と比較して減額となっている経費を除外することにより、増加額が2万5千円以上となる場合には、対象となります。
3	令和3年は、2店舗で営業していたが、令和4年は1店舗で営業している場合には、燃料費及び公共料金の比較は、1店舗分のみで良いか。	継続している1店舗分のみ燃料費及び公共料金での比較で差し支えありません。
4	自宅兼店舗（事務所）として、事業を営んでおり、燃料費等について、自宅：店舗（事務所）＝1：1の割合で按分し、申告を行っている場合には、どのように実影響額を算定すれば良いか。	令和3年及び令和4年の燃料費等については、いずれも自宅：店舗（事務所）＝1：1の割合で按分し、実影響額の計算を行います。 ※ただし、実影響額の確認書類となる燃料費等の伝票に記載された金額との差異が生じるため、令和3年度の申告書余白箇所に按分割合等を補記するようお願いします。

○申請書類等について

	問い合わせ	回答
1	確定申告を電子申告で行っている場合、收受印の取扱については、どのようにすれば良いか。	税務署印のほか、申告書に電信申告日時等が記載されているもの、受信通知があるものを対象とします。それらが無い場合は、納税証明書により申告の実態を確認します。

2	<p>年度途中で法人成りしている事業者については、法人・個人どちらの添付書類が必要となるか。</p>	<p>申請日時点において法人であれば、法人の書類となりますが、確定申告書、燃料費及び公共料金の支払伝票などの確認書類については、比較する年月に応じたものを添付してください。</p>
3	<p>様式第4号の法人役員名簿には、役員等の自宅住所や生年月日まで記載する必要があるのか。</p>	<p>本給付金事業においては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に則り、岩手県警に対して、事業者照会を行うこととしており、当該照会を行うにあたっての必須記載事項となりますので、ご記載願います。</p>
4	<p>燃料費及び公共料金の支払伝票について、発行日や品目等の記載がないものでも、提出書類として、受理してもらえるか。</p>	<p>燃料費及び公共料金の支払伝票については、実影響額の確認書類であることから、発行月日、発行事業者、支払名義（申請者）、金額、品目及び領収印があるものを原則としますが、燃料費及び公共料金の確認を行うために必要となる項目は、申請者・申請内容により、異なることから、総合的に判断した上で、受理・不受理を決定します。</p> <p>具体的には、個別にお問合せください。</p>
5	<p>インターネットを利用した「登記情報提供サービス」で取得した法人登記情報は、法人の添付書類である履歴事項全部証明書に代えることは可能か。</p>	<p>様式第4号 法人役員名簿に記載の内容（届出住所や代表者名など）を確認することが可能な情報の記載がある書類であれば、代わりの書類をもちいることができることとします。</p> <p>具体的には、個別にお問合せください。</p>